

国民年金保険料の納付が困難な方へ

平成29年度の免除申請の受付を7月より開始します

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります

◎免除の種類

免除の種類	内容	月額保険料 ^(注1)	老齢基礎年金の年金額への反映 ^(注2)
全額免除	保険料の全額が免除	—	免除期間の2分の1が年金額に反映
4分の3免除	保険料の4分の1を納付	4,120円	免除期間の8分の5が年金額に反映
半額免除	保険料の2分の1を納付	8,250円	免除期間の8分の6が年金額に反映
4分の1免除	保険料の4分の3を納付	12,370円	免除期間の8分の7が年金額に反映
納付猶予 学生納付特例	保険料の全額が納付猶予	—	年金額には反映されません

(注1) 免除の申請年度により、月額保険料が異なります。

(注2) 平成20年度以前は率が異なります。

※一部免除とは、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する制度です。このため、一部保険料を納付されないと一部免除が無効（未納と同じ）になりますので注意してください。

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分までの免除申請もできるようになりました。

※平成28年7月より、「納付猶予制度」の対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大されました。

◎対象者

- ・所得の少ない方
- ・失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）
- ・震災・風水害・火災その他これらに類する災害を受けた方

◎免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば追納することができます。この場合、免除などの承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

◎申請に必要なもの

年金手帳・印鑑

※失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など

※学生納付特例を申請する場合は、在学期間のわかるもの（学生証など）



問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111（内線216）